



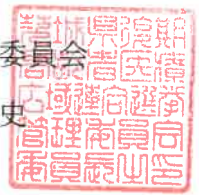
茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第3号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）第12条第1項の規定により執行される茨城県後期高齢者医療広域連合長選挙の場所を同条第2項の規定に基づき定めたので、次のとおり告示する。

令和3年5月10日

茨城県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 大木 安史



選挙の場所

茨城県後期高齢者医療広域連合事務所
水戸市赤塚1丁目1番地 ミオス1階

以 上